

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年10月3日付鳥取県告示第663号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

武森 勇	鳥取市河内字大山葵1326
徳田 菊蔵	鳥取市河内字大山葵1329の1
武森 政一	鳥取市河内字大山葵1329の21
〃	鳥取市河内字大山葵1329の22
加藤 哲也	鳥取市河内字大山葵1331
〃	鳥取市河内字大山葵1331の1
武森 勇	鳥取市河内字大山葵1333（次の図に示す部分に限る。）
徳田 菊蔵	鳥取市河内字大山葵シャリ谷奥1332
小谷 正	鳥取市河内字間賀谷1458の33

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

田中 清光	鳥取市榎原字牧谷奥蔭平1079の2
宮本 平蔵	鳥取市榎原字鱒谷奥1236の3
加藤 秀雄	鳥取市榎原字鱒谷奥1263の1

武安 敏治	鳥取市榎原字鱒谷奥1263の2
武森 勇	〃
宮本 平蔵	鳥取市榎原字鱒谷奥1263の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

宮本 平蔵	鳥取市榎原字鱒谷奥1236の1 (次の図に示す部分に限る。)
〃	鳥取市榎原字鱒谷奥1237の1 (次の図に示す部分に限る。)
〃	鳥取市榎原字鱒谷奥1248の1
竹内豊十郎	鳥取市河内字小山葵1323の2
加藤 文和	鳥取市河内字大山葵1324

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森
林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課